

議案第25号

みやき町本分農園条例の制定について

みやき町本分農園条例を次のように定めるものとする。

平成29年 6月 5日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、住民の生きがいつくりや交流の場として果樹等を植樹した農園を提供し、「交流・観光・学習農園」として使用することを目的として、みやき町本分農園を設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町本分農園条例

(設置)

第1条 住民の生きがいつくりや交流の場として果樹等を植樹した農園を提供し、「交流・観光・学習農園」として使用するため、みやき町本分農園（以下「本分農園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 本分農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みやき町本分農園

位置 みやき町大字西島字四本柳1685番地1

(管理)

第3条 本分農園は、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に即して最も効率的な運営をしなければならない。

(管理の委託)

第4条 町長は、本分農園の管理について、公共的団体にその管理を委託することができる。

(利用)

第5条 利用者は、管理者が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。